

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

### 原告第14準備書面

平成30年4月25日

東京地方裁判所 民事第50部 合る係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古川元晴



同

古川史高



同

伊豆隆義



同

川原奈緒子



同

工藤杏平



同

新森圭



同

古郡賢太



## 目 次

序章 被告らの回避義務及び回避可能性についての反論等と本準備書面の概要	5
第1 回避義務及び回避可能性についての原告の考え方	5
1 被告らの過失責任の4要件	5
2 原告のこれまでの主張との関係	5
第2 被告らの回避義務及び回避可能性に関する反論及び原告再反論の要否について	6
1 被告東電について	6
2 被告国について	6
第3 本準備書面における再反論の概要について	7
第1章 種々の回避措置が存在していたことについて	8
第1 回避可能性の前提としての高度の回避義務について	8
第2 推進本部予測に適切に対応した回避措置の具体的な内容について	8
1 「原子炉の停止」措置について	8
2 代替措置について	9
第3 被告国の反論が失当であることについて	12
1 「原子炉の停止」という回避措置はあり得ないという前提に立った反論が失当であることについて	12
2 特定の回避措置（ドライサイトを維持することができるよう防潮堤・防波堤等を設置すること）に限定されていたとする反論が失当であることについて	12
第2章 推進本部予測に対応した回避措置としての「原子炉の停止」措置について	13
第1 「原子炉の停止」が法令上の回避義務であったことについて	13
1 新設炉の場合	13
2 既設炉の場合（その1）・・・炉規法上の規制について	14

3 既設炉の場合（その2）・・電業法上の規制について .....	16
第2 確実な代替措置を講じるまでに一定の期間を要する場合と「原子炉の停止」との関係について .....	17
1 まずは「原子炉の停止」措置を講じる義務が発生することについて .....	17
2 代替措置を講じることについて事前に被告国の許認可や地元自治体の了解を得る手続きが必要である場合について .....	17
第3 安全審査指針が「長時間にわたるSBOは考慮する必要がない」と定めていたことと「原発の停止」との関係について .....	18
1 被告東電が自主的にSBO対策を講じることは期待し得ない状況にあつた .....	18
2 被告国は、被告東電の自主的なSBO対策に委ねることなく、直ちに「原子炉の停止」等の規制権限を行使すべきだった .....	19
第4 被告国が、実際には講じていなかった回避措置について、講じていても回避可能性がなかったと反論することが失当であることについて .....	19
1 被告国の反論 .....	19
2 代替措置を講じていない場合の回避措置は「原発の停止」措置であって反論が失当であることについて .....	20
第3章 簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在について .....	20
第1 はじめに .....	20
1 原告の従前の主張 .....	20
2 簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在についての新たな文献 .....	21
第2 本論文の要旨 .....	21
1 福島原発事故の直接原因について .....	21
2 原発敷地高さを越える津波が来ると予測された場合には全電源喪失による炉心溶融事故が想定されることについて .....	22

3 想定される炉心溶融事故を、最小限何があれば防げたのか、または 可能だったのかについて .....	22
第3 本論文の評価 .....	25
1 専門性と公平性 .....	25
2 内容の十分な合理性 .....	25
第4章 敷地南北側についてのみ防潮堤を設ける回避措置は、推進本部予測に対応 した措置としては著しく合理性を欠き、適切なものとは認めがたいものであったこ とについて .....	26
第1 被告国の反論の要旨 .....	27
第2 上記反論の回避措置は、推進本部予測に対応した回避措置としては著しく 合理性を欠き失当であることについて .....	27
1 被告東電が本件事故前に実際に検討していたのは、福島第一原発の南側か ら北側まで全てを囲む防潮堤を設置する案だったこと .....	27
2 反論が根拠としている文書等は、根拠としては不十分であること .....	28
3 被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案は、地元自治体と締結し ていた安全確保協定上の事前了解が得られたとは考え難い上に、仮想の空論を 弄び地元自治体及び住民を愚弄すること .....	32
第5章 総括・・被告らが極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置さえ 講じていなかつたことの責任の重大性、悪質性 .....	33
1 極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置 .....	33
2 被告らが推進本部予測を対外的に秘匿して原発の「絶対安全」を装ってい た理由との対比 .....	34
3 上記回避措置程度の措置は、推進本部予測を前提としない場合であっても 、平素から当然に実施しておくべき措置であった .....	34
4 被告らの責任の重大性、悪質性 .....	35

## 序章 被告らの回避義務及び回避可能性についての反論等と本準備書面の概要

### 第1 回避義務及び回避可能性についての原告の考え方

#### 1 被告らの過失責任の4要件

本件事故における過失責任は、原発業務には「万が一にも過酷事故を起こさないよう万全の措置を講じる」という高度の注意義務が課されていることを前提として、次の4つの要件（予見義務及び予見可能性と回避義務及び回避可能性）が満たされれば足りるとすることについては、被告らにも異論はないはずである。

第1 推進本部予測は予見すべき予測だったのか（予見義務）

第2 推進本部予測によって、本件事故の発生を具体的に予見できたのか（予見可能性）

第3 当該予見可能性に対応して、具体的にどのような回避措置を講じるべきだったのか（回避義務）

第4 当該回避措置を講じていれば、本件事故は回避できたのか（回避可能性）

#### 2 原告のこれまでの主張との関係

(1) 原告は、上記第1及び第2の要件が満たされていることについては、被告らの反論を踏まえて、既に原告第11準備書面～第13準備書面（その2）において再反論済みである。

また、上記第3及び第4の要件については、「原発の停止」という回避措置を探るべきだったこと及びそれによって本件事故を回避することが可能であったことについて、被告らの反論を踏まえて、既に原告第9準備書面及び第11準備書面ないし第13準備書面（その2）において、再反論済みであるが、被告国からは、被告国第8準備書面による新たな反論がなされている。

(2) そこで、原告は、本準備書面において、被告らの回避義務及び回避可能性

についてのこれまでの反論を整理した上で再反論し、被告らの当該反論が失当であることを述べることとする。

## 第2 被告らの回避義務及び回避可能性に関する反論及び原告再反論の要否について

### 1 被告東電について

#### (1) 反論

被告東電の反論の要旨は次のとおりである（被告東京電力準備書面（1）43～44頁参照）。

①安全審査指針においては、たとえ全交流電源が喪失（SBO）したとしても、直流電源（非常用バッテリー）を用いて冷却機能を維持し、その間（慣行上30分間）に交流電源を回復することができると考えられていたため、30分を超える長時間の全交流電源喪失まで想定する必要はないとしていた。

②福島第一原発についてはSBO時でも8時間程度の耐久性能があることを確認している。そして、被告東電は、かかる結果を受けて、上記安全審査指針の規定ないし解釈にかかわらず、SBO時の直流電源による監視可能時間を8時間等として手順書を整備していた。

#### (2) 原告再反論の要否

上記反論は、推進本部予測についての予見義務を否定することを前提とした反論であるが、その前提自体が失当であることは、原告第12準備書面の「第3章 『長期評価』とSBO対策について・・規制権限不行使の違法性（1）」において、詳細に再反論済みである。よって、原告としては、被告東電のこの反論については、特に再反論の必要性がないと考える。

### 2 被告国について

#### (1) 反論

被告国は、被告国第8準備書面158～185頁において、原告主張の推

進本部予測についての予見義務及び予見可能性を前提とした場合であっても、次の理由により、回避可能性がなかったと反論している。

- ①推進本部予測に対応した回避措置は、特定の回避措置（ドライサイトを維持することができるよう防潮堤・防波堤等を設置すること）に限定されていた。
- ②上記特定の回避措置については、「敷地南北についてのみ防潮堤を設ける措置」でも、推進本部予測に対応した措置として合理性があり得たが、この措置を実施していても本件事故は回避できなかった。

## (2) 原告再反論の要否

原告は、上記反論が原告の従前の主張に対する新たな反論であること、及びこの反論には次のような問題があるところから、本準備書面において、この反論及び問題点に対して再反論する。

- ①「原子炉の停止」という回避措置はあり得ないという前提に立った反論であること
- ②しかも、実際には、被告国の反論②の措置を含めて如何なる回避措置もまったく講じていなかったにもかかわらず、反論②の措置を講じても回避可能性がなかったとして不作為を正当化しようとしていること

## 第3 本準備書面における再反論の概要について

原告は、被告国の上記第1・2(1)の①、②の反論及び同(2)の①、②の問題点に対し、本準備書面において再反論するが、その概要は次のとおりである。

- ①本件事故を回避することが可能であった措置（回避可能性のある措置）としては、「原発の停止」措置を含めて種々の措置が存在していたことについて（第1章）
- ②推進本部予測について予見義務が認められる場合には、被告国及び被告東電のいずれについても、直ちに「原子炉の停止」措置を講じる法的な義務

が発生し、その後回避可能性のある代替措置が講じられた時点で、「原子炉の停止」義務が解除され得る状態になると解すべきであることについて  
(第2章)

③代替措置としては、防潮堤のように多額かつ長期間を要する措置よりも簡易かつ短期間に実施可能であった措置が存在していたことについて(第3章)

④被告国の主張する特定の回避措置(敷地南北にのみ防潮堤を設ける措置)は、推進本部予測を前提とした場合には、当初から、回避可能性のある回避措置とは認められ難い措置に過ぎず、かかる措置を前提に回避可能性を否定する反論は失当であることについて(第4章)

## 第1章 種々の回避措置が存在していたことについて

### 第1 回避可能性の前提としての高度の回避義務について

原発業務には「万が一にも過酷事故を起こさないよう万全の措置を講じる」という高度の注意義務が課されていたのであり、これを回避義務についてみれば、「万全の措置を講じる」という高度の回避措置を講じる義務が課されていたということである。

したがって、本件事故を回避するための措置(回避措置)についても、「万全の措置を講じる」という観点から、事態の不確実性にも適切に対応し得るように、合理的に可能な限り万全の回避措置を講じるべきであったことは当然である。

### 第2 推進本部予測に適切に対応した回避措置の具体的な内容について

#### 1 「原子炉の停止」措置について

推進本部予測を前提とした場合に採り得る種々の回避措置のうち「原子炉の停止」措置が最も確実な措置であることは多言を要しないところである。

そして、被告国が、炉規法上も電業法上も、「原子炉の停止」権限を有して

いたことは、原告第9準備書面において既に詳述してあるとおりである。

## 2 代替措置について

### (1) 被告東電が本件事故後に提示した代替措置

被告東電は、本件事故後の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」中の「16 事故原因とその対策」において、<対策の考え方>として、以下のとおり記述している（甲ハの37）。

ア まず、「日本の原子力発電所における設備形成は、基本的には設計上の想定事故事象（例えば、配管が破断することで原子炉内の冷却水を喪失する冷却材喪失事故など）を想定し、それら想定事象に対して多重、多様な対応手段を講じることで成り立っている。」と記述している。

イ 次いで、「今回の津波のような事例に対抗するためには、基本的な考え方として想定を超える事象が発生することを考慮した上で、以下の考えに沿って対策を講じる。」として、次のように記述している。

①津波に対して遡上を未然に防止する対策を講じる。

②さらに、津波の遡上があったとしても、建屋内に侵入することを防止する。

③万一、建屋内に津波が侵入したとしても、機器の故障と違って、津波の影響範囲は甚大で多くの機器に影響を与える可能性があることから、その影響範囲を限定するために、建屋内の水密化や機器の設置位置の見直し等を実施する。

④上記①～③の徹底した対抗策の実施により津波によるプラントへの影響は、最小限にとどめることができると考えられるが、それさえも期待せず、津波により発電所のほとんど全ての設備機能を失った場合を前提としても、原子炉への注水や冷却のための備えを発電所の本設設備とは別置きで配備することで事故の収束を図る。

ウ そして、「以上の考え方従い、（略）津波の事例における対抗策のイ

メージ図を上記丸数字別に下図に示す。」として、甲ハの37・326頁の図を示した上で、「『今回の事故原因となった津波事象を含む外的事象に対して、事象の規模を想定し、徹底した対応をすることで事故の発生を未然に防止することを基本とするが、さらに、事故収束に用いる発電所の設備がほぼ全て機能を喪失するという事態までを前提とした事故収束の対応力を検討すること』が安全思想面からの対策として必要不可欠と考える。」と記述している。

## (2) 上記報告書の評価

ア 上記ア及び上記ウについて・・高度の回避義務が課されていたことを認めたもの

(ア) 上記アにおいて「想定事象に対して多重、多様な対応手段を講じる」等と述べ、上記ウにおいて、「『津波事象を含む外的事象に対して、事象の規模を想定し、徹底した対応をすることで事故の発生を未然に防止することを基本とするが、さらに、事故収束に用いる発電所の設備がほぼ全て機能を喪失するという事態までを前提とした事故収束の対応力を検討すること』が安全思想面からの対策として必要不可欠と考える。」等と述べているが、これらの記述は、被告東電には「原発の安全」確保上高度の回避措置を講じる義務があったことを認めたものであると解される。

(イ) これらの記述は、被告らに「原発の安全」確保上課されていた津波等への対応義務の程度について、被告らが本件事故前から採っていた基本的な考え方を記述したものであって、本件事故後に新たに導入した考え方ではないことは、その記述自体からも明らかである。

イ 上記イについて

(ア) 本件事故前から種々の回避措置が存在していたことを認めたもの  
上記イは、推進本部予測に対応した回避措置が①ないし④記載のとお

り種々存在していたことを認めたものである。これらの回避措置は、「想定を超える事象が発生することを考慮した上で」のもとされているが、推進本部予測は「想定を超える事象」ではなく予見し想定すべきであつた予測であったから、かかる回避措置を講じることはより強く要請されていたというべきである。

また、これらの回避措置は、本件事故後に提示されたものであるが、いずれの措置も、原告が主張する推進本部予測についての予見義務及び予見可能性が発生した時点においても、被告東電の科学技術的能力に照らし、同様に提示され得た当然の措置であることについては、被告らにも異論はないはずである。

#### (イ) 回避措置の類型

また、上記①～④の回避措置は、例えば以下のA～Dのような類型に整理し得る上に、A～D単独ではなく、それぞれの組み合わせによる措置も考えられるところである。要するに、回避措置を真摯に講じようすれば、いくらでも回避可能な措置は存在していたということである。

A：津波から原発施設を防護する方策としての、防潮堤（防潮壁）の構築

B：津波が建屋内に侵入することを防止する方策としての、建屋の水密化等

C：津波が建屋内に侵入したとしても、原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等を被水から防護する方策としての、当該設備の水密化等

D：津波による浸水によって原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等が機能喪失した場合に備えて、予備の設備を津波の影響が及ばない場所に設置

### 第3 被告国の反論が失当であることについて

1 「原子炉の停止」という回避措置はあり得ないという前提に立った反論が失当であることについて

(1) 被告国が、炉規法上も電業法上も、「原子炉の停止」権限を有していたことは、上記のとおり、原告第9準備書面において既に詳述してあるとおりである。

(2) そして、被告国には、推進本部予測について予見義務及び予見可能性が認められる場合には、直ちに「原子炉の停止」措置を講じる法的な義務が発生すると解すべきであることは、第2章において詳述するとおりである。

2 特定の回避措置（ドライサイトを維持することができるよう防潮堤・防波堤等を設置すること）に限定されていたとする反論が失当であることについて

(1) 反論の要旨

ア 被告国は、被告国第8準備書面162頁において、「福島第一原子力発電所事故前の工学的知見に照らし、津波対策として導かれる結果回避措置について」として、次のとおり「ドライサイトコンセプト」について述べている。

①福島第一原子力発電所事故前の時点では、原子力発電所における津波対策は、ドライサイトコンセプトに基づいて行われてきた。

②ドライサイトコンセプトとは、安全上重要な全ての機器が設計基準津波の水位より高い場所に設置されることによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方である。

イ そして、被告国は、被告国第8準備書面164頁において、「福島第一原子力発電所事故前の科学的・工学的知見に照らした場合、敷地高さを超える津波が想定された場合に導かれる対策は、防潮堤・防波堤等の設置によってドライサイトであることを維持するというものであった」と述べて

いる。

## (2) 反論が失当であることについて

ア 被告国が主張する「ドライサイトコンセプト」という考え方には、原発には高度の回避義務が課されていることから導かれたものと理解されるが、それによって被告国は、採り得る回避措置を、上記のA～Dの回避措置の類型について、A類型に限定してB～D類型を否定する反論を導いている。すると、採り得る回避措置は「原発の停止」かA類型の代替措置のみであるということになる。

イ 原告としては、被告国が、被告らには高度の回避義務が課されていることを深く理解して、「原発の安全」確保上そのように回避措置の範囲を厳しく限定していた旨の主張をするというのであれば、あえて失当であるとまで主張するつもりはない。A類型の回避措置によっては回避可能性に問題が生じる場合には、「原発の停止」措置による以外に回避措置はないこととなるだけだからである。

ウ ただし、原告として念のために述べると、「ドライサイトコンセプト」という考え方は法令上に規定された考え方ではなく、被告国の独自の法令解釈によるものであるから、B～D類型の回避措置であっても、「ドライサイトコンセプト」が求める「原発の安全」と同程度の回避可能性があると評価し得るものについては、敢えて回避措置から除外するまでもないとする解釈も、当然に成り立ち得ると考える。

## 第2章 推進本部予測に対応した回避措置としての「原子炉の停止」措置について

### 第1 「原子炉の停止」が法令上の回避義務であったことについて

#### 1 新設炉の場合

(1) 推進本部予測を見すべきこととなった場合には、福島第一原発の敷地高を大きく超える津波が来襲して全電源喪失等による過酷事故の発生を当然

に想定すべきこととなる。

(2) したがって、かかる場合には、次の炉規法の規定により、設置の許可を「してはならない」こととなるので、当然に原子炉の稼働もあり得ないこととなる。

① 23条1項：主務大臣による設置の許可

② 24条1項4号：許可の基準

「主務大臣は、第二十三条一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三（略）

四 原子炉施設の位置、構造及び設備が（略）原子炉の災害の防止上支障がないものであること。」

(3) なお、上記（1）（2）は、炉規法の規定自体から明らかであつて、被告らにも異論はないはずである。

## 2 既設炉の場合（その1）・・炉規法上の規制について

(1) 推進本部予測を予見すべきこととなった場合には、福島第一原発の敷地高を大きく超える津波が来襲して全電源喪失等による過酷事故の発生を当然に想定すべきこととなる。これは、設置許可後の地震、津波等の予測についての科学的知見の進展に伴つて、設置許可時には想定していなかつた新たな津波予測についての予見義務が発生し、これに対応した規制の必要性が発生したということである。

(2) かかる場合について炉規法は次の規定を設けており、この規定により、主務大臣（経済産業大臣）は、設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずるべきこととなるので、当然に原子炉の稼働もあり得ないこととなる。

① 26条1項：変更の許可申請

②33条2項2号：許可の取消し等

「主務大臣は、原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる」

(3) なお、上記(2)の33条2項の解釈の在り方について、念のために、次のとおり付言しておく。

ア 上記33条2項は、当該規制権限の行使について「できる」と規定して裁量を認めている。しかし、推進本部予測を想定すべきこととなった場合には、新設炉であれば設置許可を「してはならない」こととなるのであり、かつ、設置許可を「してはならない」こととなった原子炉が、新設炉ではなく既設炉であることを理由に運転を継続することが炉規法の趣旨、目的からして許容され得ないことは明らかであるから、当該規制権限を行使すべき義務が発生すると解すべきこととなるのは当然の理である。

イ また、規制権限の内容については、「設置許可の取消し」と「1年以内の期間を定めての原子炉の運転停止」が選択的に規定されている。しかし、推進本部予測を想定すべきこととなった場合には、新設炉であれば設置許可を「してはならない」こととなるのであるから、原則として「設置許可の取消し」を選択すべきであって、「1年以内の期間を定めての原子炉の運転停止」は、その停止期間中に確実な改善措置を講じて設置許可をすることができる状況に至ることが見込まれる場合に限られると解すべきであることも、当然の理である。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)アについては、被告国も自認しているところであり（原告第9準備書面5頁以降参照）、また、(3)イも(3)アと同様に当然の理であるから、被告らに異論はないはずである（原告第13準備書面（その1）序章第1第1項・6～7頁及び第1章第2第2項(1)イ(ア)・16頁参照）。

### 3 既設炉の場合（その2）・電業法上の規制について

(1) 推進本部予測を予見すべきこととなった場合には、次の電業法の規定により、経済産業大臣は、同法39条に基づく省令の定める技術基準に適合していないとして、原子炉の使用を一時停止すべきことを命ずる権限を有していたことは明らかであり、その点については、原告が、既に、被告国の「前段規制、後段規制」「基本設計、詳細設計」等の反論を踏まえて、原告第9準備書面において詳細に述べているとおりである。

①39条：事業用電気工作物設置者に対する省令の定める技術維持への適合義務

②40条：技術基準適合命令

「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修繕し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」

(2) また、上記の電業法40条は、その規制権限の行使について「できる」と規定して裁量を認め、また、規制権限の内容についても「移転」「一時停止」等種々の権限を選択的に定めている。しかし、推進本部予測を想定すべきこととなった場合には、新設炉であれば設置許可を「してはならない」こととなるのであるから、上記の炉規法24条2項と同様に、当該権限行使すべき義務が発生すると解すべきであり、かつ、行使すべき権限の内容も、「一時停止」を当然に選択すべきこととなると解すべきである（原告第12準備書面第2章第4・4（54～57頁）、同第13準備書面（その1）序章第1・1（6～7頁）及び第1章第2・2（1）イ（イ）（16頁）参照）。なお、「移転」も、推進本部予測によって想定すべき津波の影響が及ばない安全な場所への移転をも含むと解する場合には、当該安全な場所への移転も

含まれることは当然であろうが、当該移転に一定の期間を要する場合には、次の第4項でも述べるとおり、当該移転が完了するまでは「一時停止」を選択すべきこととなると解すべきである

## 第2 確実な代替措置を講じるまでに一定の期間を要する場合と「原子炉の停止」との関係について

### 1 まずは「原子炉の停止」措置を講じる義務が発生することについて

確実な代替措置を講じるまでに一定の期間を要する場合には、当該措置が完了して安全が確認された段階で「原子炉の停止」措置が解除されることとなることは、言うまでもないが、その主たる理由を付言すれば次のとおりである。

(1) 推進本部予測に予見義務が認められて過酷事故の発生が具体的に予見可能となっているにもかかわらず、「原子炉の停止」措置も代替措置も一切講じないという状況のまま原子炉の運転を継続してよいとすることは、その継続期間中に過酷事故が発生しても過失責任が生じないということを意味する。しかし、原子炉の規制法である炉規法及び電業法の解釈として、かかる解釈があり得ないことは、多言を要しないところである。

(2) すると、何らかの確実な代替措置を完了するまでの間においては、「原子炉の停止」が唯一の回避措置ということになる。

### 2 代替措置を講じることについて事前に被告国の許認可や地元自治体の了解を得る手続きが必要である場合について

(1) 被告国は、本件事故前の状況及び許認可手続に要する時間等を考慮した場合には本件津波までに対策工事を終えることができなかつたから回避可能性がなかつた旨反論している（被告国第8準備書面第6第4項・182～185頁）。

(2) 確かに、代替措置を講じることについて事前に被告国の許認可や地元自治体の了解を得る手続きが必要である場合には、当該手続きを経るために一定の期間を要することとなる。しかし、その手続きは「原発の安全」確保上不

可欠のものとして法令上あるいは安全確保協定上設けられているものであり、当該手続きに所要の期間を要するからといって、「原子炉の停止」措置が解除されることとはならないことは、多言を要しない。

(3) 要するに、当該手続きに所要の期間を要するとすればそれだけ当該代替措置を完了するために要する期間が長期化し、それに伴って「原子炉の停止」期間も長期化するだけのことである。被告国の反論は、「原子炉の停止」措置を考慮外とすることを前提とした不当なものであって失当である。

### 第3 安全審査指針が「長時間にわたるSBOは考慮する必要がない」と定めていたことと「原発の停止」との関係について

1 被告東電が自主的にSBO対策を講じることは期待し得ない状況にあった

(1) 推進本部予測について予見義務が認められる場合には、福島第一原発が、来襲することが想定される津波によってSBO事態に陥ることが予見できたのであるから、被告東電としては、当時の安全審査指針が「長時間にわたるSBOは考慮する必要がない」と定めていたとしても、それは被告国によって直ちに改訂されなければならないのであって、当該定めを根拠に何らのSBO対策をも講じないことは法的に許容され得ないことは明らかであった。

(2) また、「原子炉の停止」措置は、被告東電の立場からみても、被告東電が自主的に決定し実施し得ることであって、被告国の許認可や地元自治体の了解等を義務づける法令等は一切存在していなかったことは言うまでもないことである。

(3) しかし、被告東電は、推進本部予測について予見義務が認められこととなつた以降においても、安全審査指針の当該定めを根拠に何らのSBO対策を講じないという不作為を継続し、その結果として本件事故を惹起するに至つたにもかかわらず、本訴訟においても、かかる不作為を安全審査指針の当該定めを根拠に正当化する反論をしていることは、上述のとおりである。要

するに、被告東電は、被告国がその規制権限を発動しない限り、自主的にSBO対策を講じる意図がない状況にあったということである。

2 被告国は、被告東電の自主的なSBO対策に委ねることなく、直ちに「原子炉の停止」等の規制権限行使すべきだった

(1) 当該審査指針を定めていたのは被告国（安全委）であり、かつ、被告国は、これに基づいて長年にわたって被告東電を指導監督してきた。そして、推進本部予測について予見義務が発生した時点で、かかる審査指針に基づいて行ってきた指導監督を継続することが法的に許容され得ないこととなったのである。

(2) また、被告国は、被告東電が上記1（2）のとおり、被告国がその規制権限を発動しない限り自主的にSBO対策を講じる意図がない状況にあることは、当時から十分に認識し得ていたことも、多言を要しないところである。

(3) したがって、被告国は、長年にわたりかかる指導監督をしてきた者の責任として、被告東電に対し、直ちに当該指針の定めを撤回して、推進本部予測に適切に対応したSBO対策として、「原子炉の停止」措置を講じるとともに代替措置を講じるよう規制権限行使すべきであったというべきである。

第4 被告国が、実際には講じていなかった回避措置について、講じていても回避可能性がなかったと反論することが失当であることについて

1 被告国の反論

被告国が、次のとおり反論して回避可能性を否定していることは、上述のとおりである。

①推進本部予測に対応した回避措置は、特定の回避措置（ドライサイトを維持することができるよう防潮堤・防波堤等を設置すること）に限定されていた。

②上記特定の回避措置については、「敷地南北についてのみ防潮堤を設ける措置」でも、推進本部予測に対応した措置として合理性があり得たが、こ

の措置を実施していても本件事故は回避できなかつた。

## 2 代替措置を講じていない場合の回避措置は「原発の停止」措置であつて反論が失当であることについて

いかなる代替措置であれ、それを実施して安全性が確認されるまでは、「原子炉の停止」措置をとるべきこととなることは、既に述べたとおりである。

したがつて、実施してもいらない代替措置を前提に回避可能性を否定する反論をすることは、その前提自体が失当であるから、当然に失当となることは言うまでもないことである。

## 第3章 簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在について

### 第1 はじめに

#### 1 原告の従前の主張

推進本部予測に対応した回避措置としては、防潮堤のように多額かつ長期間を要する措置だけではなく、簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在が、本件事故から約1年9ヶ月後に刊行された政府事故調の元技術顧問淵上正朗等著『福島原発で何が起つたか 政府事故調技術解説』（甲ハの38）等において、具体的に提示されている。そして、原告も、訴状第6章第2項(3)・87～88頁及び第6章第2項(2)・91～92頁において、被告国及び被告東電において、具体的に次のような対策が容易に考えうる旨述べているところである。

- ①配電盤設置場所の多様化
- ②直流電源喪失への準備（12Vバッテリーの備蓄等）
- ③建屋への防潮堤の設置・扉の水密化
- ④非常用ディーゼル発電機等の重要機器の置かれている部屋の扉の水密化
- ⑤移動式エアコンプレッサーの備蓄
- ⑥十分な電源車配備

(7)津波の到達する可能性のない高さに可動式熱交換器設備、消防車・電源車・ガス・タービン発電機車、開閉所設備を別途配置等

2 簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在についての新たな文献ところが、その後の2016（平成28）年2月1日付で失敗学会の吉岡律夫、淵上正朗、飯野謙次共著による「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」と題する論文（以下、この章で「本論文」という。）が公表された（甲ハの39）。そして、本論文では、簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在がより明確に提示されている。

そこで、原告は、本論文に基づいて、原告の従前の主張を補充することとする。

## 第2 本論文の要旨

### 1 福島原発事故の直接原因について

本論文は、福島原発事故の直接原因を次のとおり簡略化して記述し、津波によって交流電源（AC電源）、直流電源（DC電源）、最終排熱系の3つが同時に喪失したことが直接原因であるとしている（甲ハの39・11頁）。

- ①地震により、送電線断線や変電所故障等が生じ、外部電源を喪失した。
- ②地震発生後に津波が原発を襲い、地下の非常用ディーゼル発電機（DG）と配電盤が水没して使用できなくなった（甲ハの39・24頁、「付録1）非常用ディーゼル発電機（DG）と蓄電池の設置場所」参照）。
- ③（仮にDGが水没しなくても）原子炉建屋外の燃料オイルタンクが流失し、更にDGの海水冷却系も損傷したのでDGを動かすことは出来なかった。つまり、全交流電源喪失（SBO）が起きた。
- ④一部の号機は蓄電池も水没し、直流電源も喪失した（甲ハの39・24頁・「付録1）非常用ディーゼル発電機（DG）と蓄電池の設置場所」参照）  
非常用ディーゼル発電機（DG）と蓄電池の設置場所）。
- ⑤原子炉の熱を最終的に海に捨てるための海水系冷却設備も原子炉建屋外

にあり、津波で破損したので（仮に外部電源または DG のどちらかが作動できても）炉心を冷却できなかった。

## 2 原発敷地高さを越える津波が来ると予測された場合には全電源喪失による炉心溶融事故が想定されることについて

本論文は、推進本部予測等によって福島第一原発敷地高さを超える津波が来ると予測されれば、AC電源、DC電源、最終排熱系の3つが同時に喪失することは、原発専門家なら自明であったとして（甲ハの39・11頁）、その根拠を具体的に示している（甲ハの39・25頁・「付録2）津波来襲時の原発状況予測」及び「付録3）溢水勉強会における海水ポンプの議論」）。

## 3 想定される炉心溶融事故を、最小限何があれば防げたのか、または可能だったのかについて

### （1）命題及びその拘束条件

本論文は、その命題を「3. 11以前に、津波が来ると予測されていれば、原発専門家ならこういう対策を取るはずで、その対策により、福島原発事故のような炉心溶融事故を防げたか？」と設定した上で、その検討の拘束条件を次のとおり纏めている（甲ハの39・11頁）。

- ①AC電源、DC電源、最終排熱系の3つを確保すること。
- ②3. 11以前に戻って対策を考えること（福島原発事故情報を使わないこと）。
- ③対策は、2ないし3年で実行可能であること。
- ④これらの対策により、炉心溶融事故が防げることを示すこと。

### （2）上記の「想定される炉心溶融事故を、最小限何があれば防げたのか」について

本論文は、「想定される炉心溶融事故を、最小限何があれば防げたのか」について、時系列的に検討した結果を、次のとおり既述している（甲ハの39・12～20頁）。

#### ①事故直後の対応（直流電源等の復帰までの時間的余裕）

直流電源復帰と、R C I C（原子炉隔離時冷却系）などの安全系起動は、2時間以内でなければならない。

#### ②事故後の炉心冷却（福島2～5号機の例）

直流電源のみで作動するR C I CまたはH P C I（高圧注水系）で、炉心の蒸気をS C（圧力抑制室）で凝縮し、炉心冷却できるのは半日程度までである。即ち、高圧電源復帰と、これを使用する安全系の起動は半日以内でなければならない。

#### ③事故後の炉心冷却（福島1号機の例）

1号機にはR C I Cがなく、I C（非常用復水器）が設置されている。つまり、I CとH P C Iとが設置されている。この内、H P C IはD C電源のみで作動するので、前記②の説明をH P C Iと読みかえれば良い。一方、I Cには、循環ポンプがないが、弁はA C電源とD C電源の両方を必要とする。仮にI Cだけが利用可能だとしても、A C電源などの復帰には半日程度の余裕があり、2～5号機と同程度の時間余裕がある。  
480V可搬式A C発電機による給電が可能なように事前対策する必要がある。

#### ④交流電源などの復帰（最短ケース）

最短ケースとして、高圧電源復帰と安全系起動が成功した半日以内の時点で、更にR H R（残留熱除去海水系）も復旧していれば、冷温停止でなくなる。R H Rの復旧に更に時間がかかる場合は、後述の⑤⑥の2ケースに分かれ

#### ⑤交流電源などが復帰する場合であって、ベントしないとき

ベントをしない場合は、高圧電源復帰後、P C V（格納容器）スプレー、または、S R弁（逃し安全弁）を開いて炉心減圧後に炉心スプレー（M UWC系）で注水することになるが、いずれP C Vが冠水するので、こ

れらが実行できる期間は1～2日が限界であり、それまでにRHRを復旧させなければならない。

⑥交流電源などが復帰する場合であって、ベントするとき

ベントをした場合は、ベントで蒸気を排出することができる。即ち、まずSR弁を開いて炉心減圧を計ると共に、ベントを実施する。その後に、炉心スプレー(MUWC系)またはDDFP(ディーゼル駆動消火ポンプ)や消防車で注水することにより、1週間以上は炉心の冷却が可能である。その間にRHRを復旧させ、冷温停止に移行することになる。

⑦交流電源などの復帰が遅れる場合

上記⑤⑥の高圧電源復帰と安全系の起動が遅れる場合は、ベントを実行し、DDFPや消防車で注水すれば1週間以上は耐えられるので、その間にRHRを復旧させ、冷温停止に移行することになる。

⑧RCICおよびHPCI等は被水しても(水をかぶっても)作動する可能性が高いが、水密化が必要と考えられる。

(3) 上記の「それは可能だったのか」について

本論文は、以上の検討を踏まえて、次のとおり記述している(甲ハの39・21頁)。

ア 以下の地震・津波対策を用意しておけば、福島原発事故は回避できたと考えられる。また、今回の対策には安全審査は不要で、殆どは運転中の対策工事も可能であり、1～2年で完了できると考えられる。

①十分な容量と個数の125Vバッテリーと250Vバッテリー

②高圧電源車

③水中ポンプ(RHRS代替用)

④全交流電源喪失(SBO)、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練

イ また、上記の対策案を確実に実施して冷温停止に到達するには、以下の

準備も必要である。

⑤R C I C と H P C I の水密化

⑥1号機については、I CのP C V内交流駆動弁用の可搬式交流発電機

⑦ベント用 AO 弁駆動用圧縮空気が無くなった時のための小型コンプ

レッサー

⑧消防車

### 第3 本論文の評価

#### 1 専門性と公平性

「失敗学会」は、広く社会一般に対して失敗原因の解明および防止に関する事業を行い、社会一般に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人である（甲ハの40）。

また、本論文の著者である吉岡律夫氏は、原子力工学を専攻し、株式会社東芝に入社して、福島第一原発3号機、5号機などの原子炉の設計・安全解析に従事した経歴を有し、同淵上正朗氏は、工学博士で政府事故調の技術顧問をつとめ（甲ハの38・207頁）、上記『福島原発で何が起ったか 政府事故調技術解説』（甲ハの38）の共著者であり、同飯野謙次氏は、機械工学・情報工学博士で、米国G E社の原子力発電部門入社等の経歴を有し、失敗学会の副理事長・事務局長である。

そして、本論文は、上記3名が、本件事故の原因と対策を解明するために失敗学会において十数名の原子力専門家等の協力を得て開催した「福島原発における津波対策研究会」における検討結果を取りまとめたものである（甲ハの39・1頁）。

したがって、本論文の専門性、公平性は十分であると解される。

#### 2 内容の十分な合理性

##### （1）原子炉の「冷却機能」を専門工学的観点から徹底的に解析

本論文は、上記のとおり、本件事故が全電源喪失により原子炉の冷却機能

が失われたことにより発生した炉心溶融事故であるところから、原子炉の「冷却設備」ではなく「冷却機能」に着目し、この機能を専門工学的観点から徹底的に解析することによって、推進本部予測によって想定される冷却機能の喪失状況を具体的に解明した上で、喪失した機能をどうしたら簡易かつ短期間に回復し、炉心溶融事故を回避することができたのかを具体的に解明したものである。

本論文のかかる解明の方法は、第1章で既述した代替措置のA～D類型が、いずれも原子炉の冷却設備に着目して、これら設備を津波による被水から如何に防護するかという観点から回避可能性を解明していることと対比すると、その明快性、柔軟性等が際立っていて、その内容も、一般通常人にも容易に理解し得るだけの十分な合理性を有しているものと認められる。

## (2) 安全工学に関する適切な見識

本論文は、その最後の纏めにおいて、「『今まで起きたことがない事故は考えなくても良い』という思想は、近代化・高度化された産業システムにおいては許されない。特に被害が甚大となる原子力施設では、今まで起きていなくても、合理的に予測される事故に防衛しなければならない。欧米の安全工学においては、安全文化が重要目標とされているが『安全文化とは用心深さである』というのが共通認識である。」と記述している（甲ハの39・23頁）。これは、安全工学の観点から、「近代化・高度化された産業システム」における事故の予測と対応の在り方についての見解を述べたものであるが、法規範の観点からも適切な見解であると認められる。本論文が、かかる適切な見解に基づいていることが、その合理性の根底にあると解されるところである。

第4章 敷地南北側についてのみ防潮堤を設ける回避措置は、推進本部予測に対応した措置としては著しく合理性を欠き、適切なものとは認めがたいものであ

ったことについて

## 第1 被告国の反論の要旨

被告国は、推進本部予測、すなわち「長期評価の見解」を前提とした平成20年の東電設計株式会社（以下「東電設計」という。）による計算結果（以下「平成20年計算結果」という。）に基づく想定津波に対し、次のような防潮堤・防波堤等を設置することによってドライサイトであることを維持する対策をとったとしても、本件事故を回避できなかつた旨の反論をしている（被告国第8準備書面177～182頁、丙ハの76）。

①福島第一原発南側敷地にO.P.+22m及びO.P.+17.5mの天端高さの防潮堤を設置する。

②1号機北側にO.P.+12.5mの天端高さの防潮堤を設置する。

③福島第一原発北側敷地にO.P.+14mの天端高さの防潮堤を設置する。

## 第2 上記反論の回避措置は、推進本部予測に対応した回避措置としては著しく合理性を欠き失当であることについて

1 被告東電が本件事故前に実際に検討していたのは、福島第一原発の南側から北側まで全てを囲む防潮堤を設置する案だったこと

(1) 被告東電は、推進本部予測である平成20年計算結果を受けて、東電設計対し、敷地にどの程度の防潮堤を設置する必要があるのかの検討を依頼し、その結果、東電設計から2008（平成20）年4月18日に報告されたのは、10m盤の敷地上に1号機から4号機の原子炉・タービン建屋につき、敷地南側側面から東側全面を囲うように、10m（O.P.+20m）の防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと、5号機及び6号機の原子炉・タービン建屋を東側全面から北側側面を囲うように防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと（以下「東電設計案」という。）であった（なお、被告らは、いまだこの報告文書を公表していない。甲ハの41・30～31頁及び甲ハの42・12～14頁。）。

(2) この東電設計案は、原発に課されている「高度の回避義務」の観点を踏まえて、東電設計自身が行った計算結果に基づく推進本部予測が当然に有する計算上の不確実性や、津波が防潮堤を駆け上がる性質や回り込む性質を有していることなどを、適切に検討して作成されたものと解される。そして、被告東電は、その後、この東電設計案を社内検討にとどめて、本件事故時まで実施せずにいたが、それは、この案が実施する上で巨額の費用がかかるとか、推進本部予測自体を対外的に隠ぺいしていたなどの事情によるものであつて、この案自体の回避措置としての合理性を問題としたことによるものではないと解される（原告第11準備書面第4章第5（126～134頁）参照）。

(3) 被告国反論のようにわざわざ福島第一原発の海側正面である東側を除いて南北側だけに防潮堤を設置する案は、被告東電が本件事故前に実際に検討していた東電設計案と対比すると、明らかに不自然で安全性に劣るものである。この案は、被告東電が、本件事故から5年以上も経過した時点で突如作出了したものであって（丙ハの76参照）、被告らに「万全の回避措置」を講じるという高度の回避義務が課されていたことに照らすと、極めて不自然、不合理なものである。東電設計案を覆して代替措置による回避可能性がなかつたという反論を正当化するために、本件事故後に無理に作出了した案であるとの疑いが生じるのは当然である。

## 2 反論が根拠としている文書等は、根拠としては不十分であること

(1) 被告国が上記反論の根拠としている被告東電作成の2016（平成28年）7月22日付け「2008年試計算結果に基づく確認の結果について」と題する文書（丙ハの76。以下「本確認文書」という。）には、反論に沿う記載があることは事実である。そして、推進本部予測である平成20年計算結果が福島第一原発の南側からの津波来襲となっているということで、津波対策はその計算結果のみに対応したものとなっている。

しかし、この計算結果のみに対応した対策で十分だったのかについては、

次のような不明点があり、未だ十分であったとは認められない状況にある。

ア 平成20年計算結果は、東電設計が平成20年3月18日に被告東電に對し詳細な資料とともに示したものであるが（甲ハの41・30頁）、被告東電は、いまだ当該文書を公表していない。そして、被告国が本訴訟に証拠として提出した東電設計作成の平成20年4月18日付け「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託」と題する文書（丙ハの74。以下「本委託文書」という。）にはその計算結果が記載されているが、その記載はごく簡略であるために、当該文書の要約版に過ぎない疑いがある。

イ 一方、平成20年計算結果は、津波が敷地の南東側から来襲するというものであったが、それは、被告国が、平成20年計算結果について、「試算津波は、福島第一発電所の南東方向に置かれた波源からの津波であるところから、福島第一発電所に襲来する津波は南側からのものが大きなものとなり」と述べているように（被告国第8準備書面175頁）、津波の波源を福島県沖の日本海溝寄り領域の南東方向に設定したためである。そして、被告国は、何故そのように波源を南東方向に設定したのかの理由については述べていないが、本委託文書には次のとおり不明点が認められる。

①平成20年計算結果は、日本海溝寄り領域中に、「プレート間（津波地震モデル）」について「⑨」という領域を設定した上で、波源を当該領域内の北側から南側まで種々移動させて福島第一原発に来襲する津波水位を計算した結果、最大の数値が福島第一発電所の南東方向に置かれた波源からのO.P.+15.707mという数値だったということである（丙ハの74・1～11頁）。

②しかし、推進本部の「長期評価」の考え方は、日本海溝寄り領域中の「どこでも起こる」ということである。したがって、何故に敢えてこの領域を細分化して南寄りに「⑨」という領域を設定したかが問題で

あるが、その理由は全く記載されておらず不明である。

③また、平成20年計算結果は、福島第一原発の南側敷地における最大水位についての計算結果ということになるのであって、それが必ずしも福島第一原発の東側及び北側における最大数値とならないことは明らかである。したがって、波源を上記設定場所から北側に順次移動させた場合には、敷地東側及び北側に来襲する津波の計算結果はどうなるのかが問題となるが、かかる計算結果は全く示されておらず、不明である。

(2) 被告国第8準備書面の178頁に(図表10)として掲載されている図表は、本確認文書の11頁掲載の「図-6」及び本委託文書の15頁掲載の「図2-5」を合成したものである。そして、この(図表10)には、設置する防潮堤の天端高さは示されているが、その幅の長さは全く示されてない。

しかし、津波には、設置されている防潮堤を駆け上がる性質や回り込む性質を有していることは公知の事実である。したがって、防潮堤を設置すれば、このような津波の性質にも十分に対応した防潮堤でなければならないことは明らかであるが、その津波の性質、特に回り込む性質が、この(図表10)及びそれが根拠としている本委託文書ではどのように考慮されたのかが不明である。

(3) 被告国第8準備書面・180頁に(図表11)として掲載されている図表は、本確認文書・10頁掲載の「図-5 防潮堤を設置した場合の最大津波の高さ分析」の転載である。しかし、この「図-5」は、そこに明記されているように「防潮堤を設置した場合の最大津波の高さ」の分析、すなわち津波が防潮堤を駆け上がる性質について分析したものであって、津波が回り込む性質についてまで分析したものではないことは明らかであると解される。したがって、この回り込む性質にまで対応した防潮堤でないと津波対策としては不十分であることとなるが、本確認文書には、その点についてどのよ

うな計算上の配慮をしたのかが全く示されていないため不明である。なお、上記の被告国第8準備書面の（図表11）には、「防潮堤対策で試算津波は阻止可能」「南側から10メートル盤への流入阻止」「1～4号機すべてに浸水なし」と明記されている。しかし、転載元の本確認文書掲載の「図-5」にはそのような記載は全くないのであって、被告国が付記したものに過ぎない。本来付記すべきでない事項を付記したというべきであって、誤導、誘導の誹りを免れないであろう。

(4) 被告国は、今村・岡本・山口各教授が、訟務局担当者からの「敷地の南北のみに防潮堤を設置してドライサイトが維持できるのであれば、1～4号機前面には防潮堤を設置しないという考え方を採用しても、工学的に合理的と言えるか」との質問に対し、これを肯定的に回答しているとして、それを根拠に、被告国の提示する敷地の南北のみに防潮堤を設置する案が工学的に合理的なものであった旨反論しているが、同時に、各教授の回答が、いずれも、推進本部予測を前提として、「福島県沖を波源とする明治三陸地震級の巨大津波の計算において断層（波源）モデルを用いたパラメータスタディが行われて最もサイトに厳しい結果になったのがその計算結果であるというのであれば」等ということを前提とした上での回答であることは、被告国も認めているところである（被告国第8準備書面第6第3項（2）・178～180頁、丙ロ51・40頁、丙ハ59・14頁、丙ハ63・7頁）。

しかし、この「敷地の南北のみに防潮堤を設置」する案は、上記のとおり、波源を福島県沖の日本海溝寄り領域の南東方向に設定したために福島第一原発敷地南側に最も厳しい計算結果となったものであることは被告国も認めるとおりである。したがって、波源をそれよりも北側に順次移動させて、福島第一原発敷地東側及び北側において最も厳しい結果となる計算数値がどうなるのかが示されないと、上記の「最もサイドに厳しい結果になったのがその計算結果である」という前提が満たされているか否かが不明であるこ

となるのは当然である。また、津波の防潮堤を駆け上がる性質や回り込む性質が計算結果に適切に織り込まれていることが明らかでないと、同様に上記の「最もサイドに厳しい結果になったのがその計算結果である」という前提が満たされているか否かが不明であることとなるのも当然である。

したがって、上記各教授の回答は、かかる前提を欠いた回答にとどまって被告国の反論の根拠としては不十分である。

3 被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案は、地元自治体と締結していた安全確保協定上の事前了解が得られたとは考え難い上に、仮想の空論を弄び地元自治体及び住民を愚弄するものであること

(1) 被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案は、これを実施しようとすれば、地元自治体から、安全確保協定上の事前了解を得る必要があったことは明らかである（原告第13準備書面（その2）第5章第5・2（1）イ・17～18頁）。

(2) また、被告らが、本件事故前において、地元自治体及び住民に対し、被告らに課されている高度の注意義務を厳守して、如何なる場合にも「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が維持されるように万全の措置を講じているから「原発は絶対安全」である旨広報していたことも、既述のとおりである（原告第13準備書面（その2）第5章第3第1項・11～13頁）。

(3) そして、推進本部予測は、福島第一原発の敷地高を大きく越える津波が来襲するというものであったから、地元自治体は、この予測である平成20年計算結果及びこれに対応した回避措置として被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案が示された場合には、次の点等を厳しく審査することとなるのは当然のことであった。

①平成20年計算結果は、福島第一原発敷地に来襲する津波の最高水位をどこまで確実かつ網羅的に予測できているのか。

②平成20年計算結果に対応した上記の防潮堤を設置する案が、「万全の

「回避措置」として納得し得るだけの合理性を有する措置であるか。

③東電設計案も当然に地元自治体に示すべきものであるが、上記の防潮堤を設置する案は、この東電設計案と対比して、納得し得るだけの合理性を有する措置であるか。

(4) しかるに、この案には上述のような種々の疑問点、不明点があったというのであるから、地元自治体の納得が得られたとは到底言い難いことは、当然であると考える。原告は、地元自治体である双葉町の町長を2005(平成17)年12月から2013(平成25)年2月まで努めていたのであり、本件事故前にかかる案を提示されても、上記のような疑問点や不明点があるというのであるから、了解したとは到底解されないところである。

(5) 加えて、そもそも被告らは、地元自治体及び住民に対し、推進本部予測自体を意図的に隠ぺいしていた上に、これに対応した回避措置の案についても全く提示していなかったのである。実際に地元自治体に提示して事前了解を得た案について、その回避可能性を論じるなら理解し得るが、全く地元自治体に提示したことのなかった案を、上述のとおり本件事故から5年以上も経過した時点で突如作出了した上で、地元自治体抜きでその回避可能性を論じるなどということは、仮想の空論を弄び地元自治体を愚弄するものであるとの誹りを免れないと言わざるを得ない。

被告国は、あくまでもかかる案が合理性を有するものであると前記教授等の見解を根拠に反論し続けるのであれば、地元自治体に対しても、事前了解を得られた可能性があったのかを問い合わせて確認すべきであろう。

## 第5章 総括・・被告らが極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置さえ講じていなかったことの責任の重大性、悪質性

### 1 極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置

第4章で詳述したとおり、失敗学会最終報告書が明らかにした回避措置は、

- ①今回の対策には安全審査は不要
- ②殆どは運転中の対策工事も可能
- ③1～2年で完了できると考えられる

というものであって、被告国反論の防潮堤の設置と対比すれば、極めて簡易かつ短期間に実施可能な回避措置であったことは明らかである。

## 2 被告らが推進本部予測を対外的に秘匿して原発の「絶対安全」を装っていた理由との対比

### (1) 被告らが推進本部予測を対外的に秘匿して原発の「絶対安全」を装っていた真の理由は、主として

- ①「原発を停めない」ため
- ②地元自治体や住民対策のため

であった。

### (2) したがって、失敗学会最終報告書が明らかにした程度の回避措置であれば、「殆どは運転中の対策工事も可能」ということで、「原発を停めない」で実施可能であり、かつ、被告国の「安全審査は不要」ということであるから当然に地元自治体の事前了解も不要であって、「地元自治体や住民対策」なしで実施可能であったと認められる。

## 3 上記回避措置程度の措置は、推進本部予測を前提としない場合であっても、平素から当然に実施しておくべき措置であった

### (1) 失敗学会最終報告書が明らかにした回避措置は、基本的には次の措置で足りたということである。

- ①十分な容量と個数の125Vバッテリーと250Vバッテリー
- ②高圧電源車
- ③水中ポンプ（R H R S代替用）
- ④全流電源喪失（S B O）、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練

(2) 上記①～④の措置の中でも最も重要なのは、④の「全交流電源喪失（SBO）、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練」である。①～③の機材等も、訓練を伴わなければ有効活用できないが、訓練さえ実施していれば、仮に①～③の機材等が不具合で使用できない事態が生じても、直ちに他から取り寄せる等臨機応変の対処が可能となることも明らかであるからである。

(3) 一方、原子炉には、運転停止時にも炉心冷却機能を維持する必要があるために、上述のとおり I C、R C I C、H P C I 等が非常時にも活用できる冷却設備として設けられていた（甲ハの 38・180～187 頁）。そして、全電源喪失等の非常事態というのは何時発生するかも知れず、かつ、そのためにこのような非常時にも活用できる冷却設備が設けられていたのであつたから、平素から、これら冷却設備を非常時発生時に直ちに有効活用し得るよう教育訓練しておく必要があることは言うまでもないことである。しかるに、被告らは、かかる教育訓練をまったく行わない状況を放置していたのであり、特に 1 号機の I C については誰も実際に運転した経験がなかったということである（甲ハの 38・53～54、甲イの 1・104～105 頁）。

#### 4 被告らの責任の重大性、悪質性

被告らは、以上のとおり、失敗学会最終報告書が明らかにした極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置さえ、推進本部予測の基である「長期評価」公表後本件事故発生まで 9 年間を超える長期間実施していなかつた。しかも、この回避措置は、推進本部予測を「想定外」とした場合であつても、基本的に平素から非常時発生に備えて実施しておくべき措置であったと評価すべき措置である。したがつて、被告らの回避義務違反の程度は故意又は重大な過失に該当するとして、厳しく非難されるべきである。

以上